

# 平成27年12月定例会 常任委員会

## 農林水産委員会

委員長名	遊佐久男
委員会開催日	平成27年12月21日(月)
所属委員	〔副委員長〕 本田仁一 〔委員〕 佐藤義憲 渡部優生 紺野長人 阿部裕美子 佐藤金正 斎藤健治 瓜生信一郎



遊佐久男委員長

(1) 知事提出議案：可 決…4件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

## (12月21日(月))

阿部裕美子委員

農の6ページ、鳥獣害対策費についてである。国の予算減額に対する県の対応として1,852万4,000円を計上したと説明があったが、これは各市町村の要望に応えられる内容となっているのか。

環境保全農業課長

鳥獣害対策費の鳥獣被害対策強化事業における今回の補正は、国の交付金事業で市町村が実施する捕獲のための経費の配分が要望額の57%となったことから、予算を工面して1,800万円程度の市町村支援を実施するものである。これは、ほぼ市町村の要望にかなうものと考えている。

阿部裕美子委員

各市町村からの要望額に国や県が交付金事業として十分対応できないことから78%に削減するよう要望した経緯があったと思うが、これらはクリアできると理解してよいか。

環境保全農業課長

現段階の市町村の要望を踏まえた金額を補正したので、これで要望には応え得ると考えている。

阿部裕美子委員

本県は原発事故以降、特にイノシシの被害が非常に深刻な状況になっており、国が交付金を削減する対応そのものが本県の現状にそぐわないものである。やはり鳥獣被害対策については全国一律ではなく、原発事故による特別な状況があることから、国に対してしっかり要望する必要がある。特にイノシシは肉が食べられなくなり、捕獲する意欲が減退している。ここでしっかり対応しなければ、ますます繁殖していくので今が非常に重要な時期である。そこで、県としての捉え

方と国に対する要望内容について説明願う。

#### 環境保全農業課長

イノシシなどの野生鳥獣対策に係る事業費については、本年度の総合交付金の配分が要望よりかなり少なかったことから、国に対して本県の実情を鑑みて追加配分するよう重ねて要望してきたが、追加配分がなかったことから補正することとなった。国は補正予算で12億円程度計上しているのので、来年度の当初予算に向けても、本県の現状に配慮するよう引き続き要望していきたい。

なお、避難指示区域の鳥獣対策については、営農再開支援事業等でも支援を実施しており、捕獲については環境省の事業も合わせて県全体で進めていきたい。

#### 紺野長人委員

農の21ページ、森林活用新技術実証事業は委託事業として実施するのか。また、補正でスタートして債務負担行為で次年度にまたいでいるが、最終的に電気を売って収入があった場合などの出口をどのように想定しているのか。

#### 林業振興課長

この実証事業は委託により進めたいと考えている。小規模なプラントであることから、実証事業による成果を売るとは想定していない。

#### 阿部裕美子委員

農の3ページ、環境と共生する農業推進費について、市町村の事業費が減額になったとのことであるが、具体的に説明願う。

#### 環境保全農業課長

環境と共生する農業推進事業の農畜産系有機性資源活用推進事業の減額は、当初見込んでいた堆肥センターの設置を2カ所で見送ったことによるものである。本宮市の堆肥センターについては、当初は1億2,000万円程度で改修工事を計画していたが、詳細に調査したところ、より経費がかかり事業が完了できないことから見送った。また、喜多方市の農業生産法人が堆肥センターの整備を約5,000万円で行っていたが、周辺住民の理解が得られず、事業を見送った。

そのほか、伊達市で堆肥を散布するソフト事業を計画していたが、東京電力(株)の支援により滞留堆肥が解消し、事業を取り下げたことから総額で1億975万円の減額となった。

#### 渡部優生委員

農の4ページ、モモせん孔細菌病対策緊急支援事業について、当初予算ではなく補正に至った経緯を説明願う。

#### 園芸課長

モモせん孔細菌病は最近の一番大きな課題であり、平成19年と24年に大きな被害があった。年によって被害の大きさは違うが、19年以前と比べて病気のために生産力が落ちていることから、産地全体の構造改革も含めた対策として9月からふくしまの桃の郷づくりプロジェクトを開始した。

その中の課題として、薬剤だけでは病気を抑えられず、耕種的防除も含めた総合的な対策が必要との結論になり、まず緊急に対応が必要なのは、風による病気の伝染を抑えることであることから補正で対応することとした。

#### 渡部優生委員

農業法人が対象と説明があったが、要望を集計した結果が2,500万円であったのか。それとも要望はもっとあったが予算の範囲がこれだけだったのか。また、積算根拠を説明願う。

#### 園芸課長

積算については対象とする面積を10haと設定し、10 a 当たりの防風ネットの設置費用を75万円と試算した。その額の3分の1が2,500万円である。

面積については、アンケート調査を実施した結果、早急に対応が必要なものは25ha程度であり、その中でも大規模な園地で、伝染源になれば大きな被害が発生すると思われる10haを対象とした。

#### 渡部優生委員

残りの15haは、今後どうするのか。また、財源については、一般財源で100%県の持ち出しとなるが、国のメニューに何か該当するものはないのか。

#### 園芸課長

残りの面積については、これから検討していく。この事業は県費3分の1のほかに、国の2分の1補助の果樹経営支援対策事業と一緒に実施していく。

#### 阿部裕美子委員

農の9ページ、農産物安全対策費の米の全袋検査についてである。一部市町村で変更があり減額となったようであるが、詳細を説明願う。

#### 環境保全農業課長

食の安全・安心推進事業は、米の全量全袋検査の機器等の整備と地域協議会の運営経費等を支援するものであるが、主なものは南相馬市で当初の見込みより作付面積が下回ったことから、今年度4台整備予定であった機械の整備費と倉庫等の改修経費等を減額するものである。

#### 阿部裕美子委員

農の38ページ、県が行う建設事業費に対する市町村の負担についてである。我々は県が行う建設事業に対して市町村に負担をさせるべきではないとの立場でこれまで要望してきた。そこで、各事業の市町村の負担割合一覧について資料提出を要望する。

#### 農村計画課長

事業の負担割合の一覧表は提出できる。

#### 森林整備課長

林道関係の負担割合についても提出できる。

#### 遊佐久男委員長

24日までに資料を提出願う。

#### 斎藤健治委員

全体で減額が余りにも多過ぎる。また、ところどころ説明もしていない。

例えば、農の12ページ、かんがい排水事業費では3億8,325万円減額している。経営体育成基盤整備事業費では1億8,260万円、13ページ、県単でも3億4,688万円、復興再生基盤整備事業では13億3,779万円の減額などがある。

ストックマネジメント事業や経営体育成基盤整備事業は減額したので、これで終わりなのか。あるいは仕事ができなかったものなのか。

余りにも当初予算からの減額が多過ぎるので、仕事をやっていないのではないかと疑いをもちたくなる。農家に対する事業費が足りないと言っておきながら、最後になったら余らせていくのは変だと思わないのか。今述べたところだけでも、説明願う。

#### 農村基盤整備課長

委員承知のとおり、今年度は土地改良事業の割り当てが大変厳しく、全体平均で54.5%しか国から割り当てがないことが、減額の理由である。

例えば、農の12ページ、かんがい排水事業費（県単）の県単基幹水利施設ストックマネジメント事業は、当初予算で7億7,000万円計上したが、国からの割り当てが4億500万円ですべて3億6,500万円が内示割れとなった。これに事務費を加えた減額のほとんどが国からの内示割れによるものなので、今後、事業費が余ることはなく、むしろ足りない状況であることから、国に補正を要求している。

次に、農の13ページ、復興再生基盤整備事業は特措法に基づく事業で約13億円減額しているが、当初は事業全体で34億6,850万円程度計上したが、国からの割り当ては22億6,000万円で、事業費の内示割れが12億800万円、それに伴い事務費が3,700万円減額となり、合計で13億3,000万円程度の減額である。このことで古殿町の約9,000万円の受託工事もできなくなった。農業農村整備事業については、事業費が余るということは一切なく、むしろ足りない状況である。

#### 斎藤健治委員

そうであれば、説明のときに54.4%の内示割れであると言わなくてはならない。これだけの仕事をやりたいと予算要求をしたが、結果として国からの内示割れで仕事ができない。地元から言わせれば、仕事を残していることになる。

民主党政権が「コンクリートから人へ」として、農村整備事業や土地改良区事業を全部やめたときは事情は変わっており、説明しないとそのときと同じなのかと思ってしまう。こことこの事業はやりたいが残っていると説明しないと議員にはわからない。政府に向かって、「何をやっているんだ、これだけの事業が残っているのだからやりたい」と言わなければならない。来年度の当初予算に向けて今からやらないともう遅いとは思わないのか。平成28年度の予算要求はしているのか。減額だけ並べて、全体で38億円の減額と言われるとややこしいから聞いている。再度説明願う。

#### 農村基盤整備課長

説明不足で大変申しわけない。

ことしの4月末から、知事や部長が国に対して一貫して追加を要求してきた。来年度の予算要求についても、大幅にふやすよう要望している。新聞報道によると今年度の補正予算、来年度の当初予算で大幅に土地改良事業がふえるとの情報もあるので、国に対しては粘り強く要求していきたい。

#### 斎藤健治委員

農の18ページ、復興基盤総合整備事業の8億966万円減額と農地保全事業費の4億2,205万円減額も同様の理由か。

#### 農村基盤整備課長

農地保全事業についても内示割れである。復興庁予算の復興交付金事業については要求額どおり割り当てされているが、それ以外は内示割れしている。

復興基盤総合整備事業は復興交付金の事業であるが、相馬市八沢地区のパイプライン工事における貯水池については、地盤調査の結果、軟弱地盤であり地盤改良に相当の期間を要することから、今年度内に工事が完了できなくなり、5億円減額したものである。また、南相馬市原町区金沢北泉地区も復興基盤総合整備事業であるが、圃場整備のパイプライン工事が資材及び労働者不足により遅延があり3億円減額することから、合わせて8億円の減額となった。

#### 斎藤健治委員

農の25ページ、水産業費の1億9,309万円の減額はどのような理由なのか。

#### 水産課長

農の26ページ、漁場復旧対策支援事業が1億7,524万円の減額となっている。これは漁業者が行う瓦れき撤去事業のうち、20km圏内の回収した瓦れきについてどこに水揚げして、どこで処分するかを国及び地元市町村と検討しているが、調整に時間を要し、着手がおくれているため活動を縮小した部分を減額するものである。

#### 斎藤健治委員

瓦れきを処理する場所が決まらず、これだけの仕事が残っているということなのか。

#### 水産課長

20km圏内の瓦れきについては、予定どおり処分できないことから事業費を減額するものである。

#### 斎藤健治委員

きょうの新聞に20km圏内も漁場としていくとあった。漁場を広げていく際にこの事業はやらなくてよいとするのか。それとも、やらなくてはならないが処分場が決まっていないのか。

#### 水産課長

ここは優良な漁場なので、瓦れきは撤去しなければならない。このことは農林水産省も概算要求しており、24日に決定すると思う。

#### 斎藤健治委員

農業短大について聞く。3学科から5学科に再編し、農業後継者を育成すると説明があったが、農業に従事する卒業生は何人いるのか。私は鏡石町なので矢吹町の農業短大生の情報が入ってよくわかるが、近隣の普通の工場に勤める人が結構いる。

私は3年前に卒業式に参列した際に、農業に従事する人はどれくらいいるのかと校長に聞くと意外な数字が出てきた。学科を再編して後継者の育成が本当にできるのか。

#### 農業担い手課長

農業短大の卒業生の就農率については、震災前は3～4割の学生が就農していたが、震災があり減少に転じ、平成24年は14.2%まで落ち込んだ。その後、徐々にではあるが回復傾向にあり、直近では3割程度が就農している。

今年度から3年間にわたり事業を実施していくが、とにかく農業の実践力をつけさせたいとの思いで改革を進めており、具体的には施設整備と教育カリキュラムの見直しを進めている。実習については、カリキュラム上の講義と実習の割合において、実習の割合をふやし、それぞれの学生が農場の一定面積を責任を持って管理するようにする。最初の計画から実際の作付までを経験させ、場合によっては加工して、今後設置する直売場でみずから販売して評価を受けることで、農業に対する実践力を高めて就農率を上げていきたい。

#### 齋藤健治委員

確かに就農率はその程度だったと思う。これから3学科を5学科に再編する。また議員の質問でも農業短大ではなく農業大学を、福島大学に農学部をとの方向になっている。我々が各農協の幹部と交歓会をやると、福島県ではなぜ農業大学をつくらうとしないのかと言われる。農業短大があると言うと、そんな看板だけで、本当に農業を専攻してやっっていくかと平気で言われる。3割くらいしか就農しないことを部長はどう思うのか。

7割が就農しているならわかるが、全くあべこべである。農業専門の短大としてやっているはずなのに、就業は全く違うところに行く。現在の岩瀬農業高校も名前だけ農業高校で、卒業する300人ぐらいのうち農家の後継者は1～2人であるが、これとはまた違う。農業短大では今述べたようなことが起きている。金をかけてやるだけのことがあるのか。改善しようと本気になって考えているのかと言いたくなる。農業を専門に2年間勉強しても就農しない。何のためにやっているのか。

今後、5学科にしてそういう方向に行くのかをずっと聞いていかなくてはいけない。例えば来年3月の卒業式の時点ではどうだったかなど、2月定例会でも聞かなくてはいけない。当初予算にも計上されるので、再度説明願う。

#### 農林水産部長

委員指摘のとおり、就農率が3割という現実がある。今回の改革の目玉にしているのが、まず土地をしっかりと自分で2年間管理して作物を育て、おもしろさをしっかりと味わわせることである。その中でスタッフが技術的な指導をして経験を積ませることにより、実務的な後継者に育ってくれるような方向を目指したい。

最近、農業女子や林業女子などの若い後継者のグループが少しずつ地域にできつつある。先日、5名の農業女子の方と話をしたが、5名のうち20代の2名が農業短大を卒業し就農した。なかなか一気に難しいことは承知しているが、少しずつ農業に対する興味を持ってもらい、今の農業の実態などを勉強してもらいながら、我々は総合的にサポートをして、立派な地域の農業の担い手になってほしいとの思いでの改革である。

#### 阿部裕美子委員

関連で聞く。農業を受け継ぐ担い手の育成、作物をつくるおもしろさなどいろいろ身につけたとしても、ボランティアでは生計を立てることはできない。再生産につながり収益を得られるような農業にならない限り、若い人たちが農業を継ぐとは現実にはならない。TPPの問題などもあり、本県の農業全体が若い後継者を得て、さまざまな分野で伸びているとは言い切れず、原発事故で放射能の被害を受けている中で、どのように復興していくかという課題を抱えているのが現状だと思う。

県は平成25年6月時点でTPP協定参加による福島県の農林水産業の生産減少額と地域経済へ与える影響額を1,041億円と試算しているが、今回のTPP合意が進んだ上での本県農林水産業に与える影響をどのように考えているのか。

#### 農林企画課長

TPP協定による影響については、農林水産物の81%の品目で関税が撤廃され、残る品目の一部でも関税が削減されることを考えると、品目によって影響は違うが、国境措置自体は削減されることから長期的には影響が出てくると考えてい

る。

瓜生信一郎委員

農業短大の卒業生の3割が就農するとあったが、あとの7割はどのような職種に就職しているのか。

農業担い手課長

就農のほかには、農業機械や農業資材の会社など農業関連企業に14名、農協関係に4名、そのほか公務員に1名、農業以外の産業に7名である。

瓜生信一郎委員

それぞれの分野で活躍すると思うが、3割は寂しい。そのほか農協などで農業指導者になってもらえればありがたいので、そのような誘導をする必要があると思うのでよろしく願う。

次に、林業の病害虫には松くい虫やカシノナガキクイムシなどいろいろあるが、県内の現状はどのようになっているのか。病害虫の発生や防除の状況について説明願う。

森林保全課長

松くい虫の被害状況は前年度末は3万1,295㎡、今年度は9月末で2万8,049㎡なので前年比89%である。また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの状況は前年度末は2,642㎡、今年度は10月末現在で1,828㎡なので前年比69%である。

瓜生信一郎委員

被害は減っている状況であるが、これは病害虫の駆除によって減っているのか。防除は容易でないと思うが、例えばナラ枯れなどで、どうしようもなくて減ったのか。

森林保全課長

被害は減少傾向であるが、カシノナガキクイムシは県北地方では増加傾向、会津地方では減少傾向であり、また虫が入ってからなかなか枯れないことから原因はつかめていない。

瓜生信一郎委員

防除はほとんど森林組合がやっているのか。

森林保全課長

この事業は市町村への間接補助で行っており、受注した森林組合などが実施することになる。

瓜生信一郎委員

松くい虫やカシノナガキクイムシの防除作業は大変であると思うが、秋でもないのに春に真っ赤になるなど緑が失われる状況が進めば、原木シイタケなども影響を受ける。将来的にキノコの生産にも影響があることから、これからも防除していかなければならないと思うが、予算は毎年減っているのか。

森林保全課長

国からの予算配分は減少傾向にあるが、本県においては、松くい虫が広がりつつある先端地域を優先的に被害防除した

り、カシノナガキクイムシについても、重要な森林を優先的に被害対策するなど重点化を図り対策を進めている。

瓜生信一郎委員

これからもしっかりと対応願う。

次に、分収林についてである。分収割合が6：4から8：2になって大分たち、所有者からは承諾をもらっていると思うが、現在の状況を説明願う。

森林整備課長

分収林については、公社造林の分収割合の契約変更を進めてきた。市町村林と財産区有林に関しては協力を得ているが、共有林との契約については、相続人の特定や転居先の把握ができず契約が結べない部分がある。今のところそのような共有林を除いては、ほぼ変更契約が済みつつある。

市町村林と財産区有林は98%程度契約を更新しているが、共有林も含む個人契約は、63%程度であることから、公社では共有林の相続人の特定しながら、契約変更を鋭意進めている。

瓜生信一郎委員

これは皆からの同意を得ないと前に進まない。公共団体は98%なのでよいとしても、個人は6割である。早く進めると言っても、なかなか事情があって進まないのだろう。分収割合は6：4のほうがよいが、それでも8：2でもよいと皆契約を更新していることを考えれば、もっと早く進めなくてはならない。公社造林のこれまでの借入金はどうなっているのか。

森林整備課長

公社造林の累積借入金は約500億円である。今年度から公庫への償還金を県が補助する制度となり、今後、累積部分を減額していけることから徐々に解消していけると考えている。契約変更については、国の補助事業を活用しながら、相手方と何度も交渉を進めている。

瓜生信一郎委員

累積借入金はどんどんふえている。当初は間伐材で返す、伐期で返すということであったと思うが、もう公社が木を切って借入金を返せる状況にはない。私が初めて県議会議員になったころは、まだ100億円もなかったと記憶しているが、今や500億円である。これから借入残高は減少するが、今、契約を変更しているところでもあり、木材を売るわけにもいかない。私も分収林をやっているが、伐期が80年だとするとそのころはもう生きていない。これは私のじいさんの時代に植えたものが孫の時代でも売れないということだ。その果てに累積借入金が500億円である。これは最後にはゼロにしなくてははいけない。県はこれから公社造林をどのような考えで運営していくのか。

次長（森林林業担当）

公社の長期的な経営改善については、これまで日本政策金融公庫からの借入金を県からの貸し付けで返済していたが、今年度からは県の補助金としたことで、これからふえる額は運営費用だけである。

また、公社造林は間伐で管理に時間と手間がかかる時期であるが、平成58年度以降は主伐が中心となり、経費より収入がふえる見込みである。現在の県支援の仕組みに変わったことにより、全ての契約が終わる平成100年の段階で500億円が480億円になる予定だったものが、220億円まで圧縮できるようになった。

少し前の山元立木価格まで戻ればゼロになると試算しており、その価格差は約4,000円である。国の有利な補助制度が

あるうちに路網などの基盤整備や高性能の林業機械を投入することで搬出経費の縮減を図り、山元立木価格を相対的に上げていく取り組みを行い、なるべくゼロに近づけていくよう支援を継続していく。

#### 瓜生信一郎委員

了解した。何十年も続いていくので、しっかり継続願う。これは我々県議会議員も責任を持ってやっていかなくてはならない。私が林業公社の理事であった当時は、平成80年までに返済する計画であったが、今や当時の計算も成り立たなくなり100年となった。最後は県の借金、県民の借金となってしまう。県としてやってきた以上、責任は間違いなくある。皆だけの責任ではないが、当時の計画どおりとはいかなくても、せつかく植えた造林は県の財産でもあるので、これからもしっかりやってもらいたい。

#### 阿部裕美子委員

あんぼ柿についてである。原発事故から5年目を迎えた。圃場によってはまだ加工できないところもあるが、ようやくほぼ全地域で加工できる状況になり、ことしは事故前の75%まで回復するとの見通しである。そこで大玉をどのようにしていくかが課題になっていると思うが、見通しと取り組みについて説明願う。

#### 園芸課長

あんぼ柿の大玉は化粧箱に入れて、よい値段でかつては売れていた。現在の検査はトレーごとを実施していることから、個包装での出荷はできない状況である。伊達地方は全域をモデル地区としているが、まだ小字単位や個人の圃場ごとで加工自粛をしてもらっている。放射線量は大分下がっており、近い将来、加工自粛を取り下げる状況も考えられる。

安全性が確認されている地域が多くあるので、将来に向けて何とか全量検査から抽出検査に移行できないか、安全な地域での生産が可能にならないかなどを福島県あんぼ柿産地振興協会でも検討している。

#### 阿部裕美子委員

大玉についてはことしから試験的に、買った柿ごとに干してつるす指導をしているがうまくいっているのか。

#### 園芸課長

今年度から原料柿を生産者から購入して、モデル地区内であんぼ柿を生産する仕組みを始めた。原料柿を売りたい方の数量が1,700 t程度あり、それを買ってあんぼ柿を生産したい方の数量が680 t程度あった。680 tについては売買が成立し、現在、生産されており、あんぼ柿に換算すると230 t程度である。

原料柿の売買では、それぞれ原料柿の購入先である生産者の圃場ごとに管理することをあんぼ柿の生産者に依頼しており、その点では大変苦勞をかけている。

#### 阿部裕美子委員

やはり放射性物質を検査したものを出荷することが基本であり、大玉を安全に出荷できる体制をつくるには、風評も考慮すれば線量測定機器の開発は必要であると思う。現段階で大玉用の機器の開発には時間がかかり難しいと言われているが、見通しを説明願う。

#### 園芸課長

委員指摘のとおり、大玉一個一個を検査できる機器の開発は大変難しい状況である。福島県あんぼ柿産地振興協会でも議論を進めているが、新しい機器の開発は難しく時間がかかることから、別の方向で議論が進んでいる。

#### 佐藤義憲委員

米の全量全袋検査についてである。震災から5年たつが、12月補正では南相馬市の機器の更新などが計画変更となり減額となっている。償却期間は5年と聞いているが、生産者や流通業者は、会津地方では更新の必要がないとされるのではないかと心配しており、170台ほどの機器の更新を全部行えるのか不安視している。そこで、来年度以降の更新の方針、検討状況等を聞く。

#### 水田畑作課長

米の全量全袋検査については、今のところ毎年の検査結果を見て、次の年どうするかを流通業者や消費者の意見を聞き、また国との調整をしながら決めており、現段階でいつまでやるかは決まっていない。

機器の耐用年数が5年となっていることから心配していると思うが、メーカーとの機器開発の際には5年以上はもつとの話があった。ただ、ベルトコンベヤーなどの動く部分の修繕は必要になってくるので、その経費は賠償金の中で対応できると考えているが、機器更新の計画の検討までには及んでいない。

#### 佐藤義憲委員

これからの検討とのことであるが、やはり全県的な取り組みなので、しっかりと考えてもらいたい。

次に、農林水産省でGAP（農業生産工程管理）を推進しているが、本県の導入状況を説明願う。

#### 環境保全農業課長

本県におけるGAPの取り組みについてであるが、さまざまな種類があり、全世界で共通するグローバルGAPから、産地で独自に取り組む基礎的なGAPまである。

グローバルGAPは、白河市の（株）しらかわ五葉倶楽部の植物工場だけが県内で取得している。日本でグローバルGAPと同等レベルとして設定されているJGAPは、福島市のまるせい果樹園と会津若松市の富士通の野菜工場の2カ所が取得している。また、国の設けたガイドラインに準じて県がガイドラインをつかったガイドラインGAPについては、主にJAの部会等が10産地で取り組んでいる。

さらに、JA独自のGAPなど産地みずから取り組む基礎的なGAPも含めて、県内で167産地で取り組んでおり、今後はそれらのレベルアップを図っていく必要があると考えている。

#### 佐藤義憲委員

先日、太平物産（株）の肥料成分偽装があった。県のホームページにもGAPに関する情報はあがるが、原子力災害により放射性物質の問題もあるので、さらに推進願う。

#### 紺野長人委員

国の米の生産調整における数量目標と自主的な取り組みを合わせるとトータルで9億円程度の規模縮小になると思う。生産調整によって少なくなった部分を代替作物でどの程度補填できるかについて、平成26年度の概数でもよいので説明願う。

#### 農林企画課長

米の生産が減った分を代替作物でどれだけカバーできたのかを試算したことはないが、10a当たりの生産額で比較すると、米と園芸作物では10倍程度園芸作物のほうが高いことから、園芸作物をつくれれば十分カバーできると考えている。

生産調整により米の作付面積が年々減ってくる中で、米価の影響もあるが、やはり米の算出額全体は下がり気味で、そ

の分園芸作物がある程度伸びてきていると概略的には感じている。

阿部裕美子委員

耕作放棄地についてである。本県は原発事故前は耕作放棄地の面積が日本一であった。原発事故により耕作できないところがさらに広がっているが、現在の状況はどうか。

農村振興課長

先日、平成27年度の国の農林業センサス結果の概要（概数値）が発表され、本県の耕作放棄地面積は2万5,215haであった。震災前の22年は2万2,394haであり、2,800ha程度ふえている。27年度の調査結果には、原発事故による避難指示区域は含まれていないので、実質的にはもう少しふえている可能性がある。全国順位については、27年度も本県が面積では第1位である。

阿部裕美子委員

耕作放棄地に対する国の課税強化の問題があるが、とんでもないことだと思う。国が進めようとしている耕作放棄地に対する課税強化が行われた場合、どのような影響があると考えているのか。

農村振興課長

耕作放棄地の課税強化については、ことしの夏に新聞にも何回か取り上げられており、現時点の情報によれば、平成28年度の与党税制改正大綱に盛り込まれたとされている。目的は、所有者が耕作放棄地を貸し出す契機とすることで、農地の集積を促進することである。

耕作放棄地は、農業委員会と市町村が農地法に基づき毎年利用状況調査をしており、その中で耕作放棄地の所有者に対しては利用意向調査を実施している。調査内容は、みずから耕作をするのか、農地中間管理機構等に貸し出す考えがあるのかなどで、その後6カ月経過しても耕作されない、または貸し付ける意向を示したにもかかわらず明確な意思表示しない所有者に対して、農地中間管理機構と協議するよう農業委員会から勧告することとされており、この勧告の対象となった農地が課税強化の対象となる。

国では29年度からの実施を考えているが、対象を耕作できるにもかかわらず耕作放棄されている農地に絞り、実施に関しては生産現場の懸念に配慮して制度設計されることから、実際に課税強化の対象となるのは一部の耕作放棄地に限定されると考えている。

阿部裕美子委員

耕作放棄地の解消に向けて、原発事故からの復興と対策なども含めて県はどのように取り組んでいくのか。

農村振興課長

先ほどの説明のとおり、震災前より耕作放棄地はふえている。ただ、本県では農家の減少や高齢化に伴う担い手不足を要因として、耕作放棄地が増加傾向にあり、特に本県特有の理由として養蚕業や葉たばこ農家による耕作放棄地の増加が背景にある。また、相続や離農に伴う土地持ち非農家が増加していることも大きな要因の一つである。

余剰農地が発生した際に引き受け手があれば営農が継続されることから、まずは担い手を育成し、農地集積を進めていくために企業の農業参入等も含めて、さまざまな施策を進めている。

耕作放棄地対策としては、発生防止の取り組みとして中山間地域直接支払事業や多面的機能支払事業により、地域ぐるみでの農地保全活動を支援することで営農を継続してもらい、耕作放棄地の発生を未然に防止している。

また、耕作放棄地が発生した場合は、解消のための取り組みとして耕作放棄地を再生活用する事業により支援している。具体的には、県、市町村、JA等で構成する耕作放棄地対策協議会を事業主体として、国庫交付金事業や県単事業等を活用しながら再生活用を進めていくことで、耕作放棄地の発生の未然防止と解消の両面から取り組んでいきたい。

阿部裕美子委員

農林水産業の最も大事な役割は、安全・安心な食糧を安定的に供給することであり、その指標の一つに自給率がある。日本では自給率がずっと下がってきて39%であるが、国の試算ではTPP参加により自給率は10%台に下がるとされている。福島県内の自給率について、かつては市町村ごとに示されたものを見たことがあるが、調査結果や県の自給率はどのようなになっているのか。

農林企画課長

自給率は国が都道府県ごとに試算しており、本県の自給率はカロリーベースで76%、生産額ベースで91%である。なお、統計制度が10年前に大きく変わり、市町村の自給率の試算については公表しなくなった。

阿部裕美子委員

本県はカロリーベースで76%、生産額ベースで91%と説明があったが、県はTPP参加による影響をどのように考えているのか。

農林企画課長

先ほども答弁したとおり、TPP参加による影響は長期的にはあると考えている。国に対しては対策を求めており、先日、対策大綱が公表された。やはり対策を十分に講じていくことが非常に重要だと考えている。自給率にどれだけの影響があるかについては、どのような対策を講じるかを見きわめないと言えない。

佐藤義憲委員

「天のつぶ」はブランド米として出している品種であるが、一反当たり12俵とれることから飼料用米の品種にという農家もあるようである。そこで飼料用米についてどのような対策を進めているのか説明願う。

水田畑作課長

飼料用米は、国から水田活用の直接支払交付金により10a当たり8万円、県から産地交付金を活用して一般品種に10a当たり1万円支援する仕組みをつくっているが、「天のつぶ」は一般品種に該当している。また、委員指摘のとおり収量もとれることから「天のつぶ」が飼料用米に回っていることは認識している。

今回、かろうじて県から一般品種に10a当たり1万円支援することができたが、水田フル活用の面で専用品種をどんどん伸ばさないと問題が生じるので、いつまでも一般品種に支援はできないと考えている。専用品種は国が10a当たり1万2,000円支援すると決めており、さらには主食用米に飼料用米が混ざってしまうコンタミがあってはならないので、専用品種を団地化してつくっていくことが大事である。県としても多収性の専用品種「ふくひびき」の種子の確保に取り組んでおり、(一社)日本草地畜産種子協会でも専用品種の種子の活用を呼びかけている。やはり、「天のつぶ」はできるだけ人が食べる主食用として推進していきたい。

佐藤金正委員

今定例会の一般質問で、中山間地域の耕作放棄地について支援策を検討していくと答弁があったが、これからの具体的

な取り組みへの考え方を説明願う。

#### 農村振興課長

耕作放棄地については、市町村と農業委員会が合同で調査して、再生できる耕作放棄地と中山間地の奥まった場所で森林的な様相を呈して農地に再生できない耕作放棄地とに区分している。

今定例会の答弁の対象となる農地は、再生困難な耕作放棄地である。再生できない耕作放棄地については、平成26年度の農地法の一部改正において、国から非農地扱いをする基準や手続が示されている。これまでは耕作放棄地のうち、再生困難なところは何もしてこなかったのが現状であるが、再生困難とされた農地を放置しておくことは好ましくないことから、農業委員会等と連携しながら検討していく。

今後は、非農地にする手続には課税の問題などがあり、現実的に難しい状況もあるが、所有者、市町村などの意向を踏まえながら、林業的活用の可能性も含め、中山間地域の特性に応じた活用に対する支援を県としても検討していきたい。

#### 佐藤金正委員

先ほど2万5,000haを超える耕作放棄地があると説明があったが、阿武隈山系には相当の面積があると思う。どのくらいの面積が再生困難であると感じているのか。

#### 農村振興課長

再生困難で農地として利用できない面積については、国が毎年実施している荒廃農地調査という別の調査で数字が出ている。平成26年の調査結果によると本県で再生利用が困難とされた面積は約6,600haである。このうち、阿武隈山系には相当の面積があると思うが、実際は分布状況がさまざまなので、地形や位置によって利活用の形態は変わってくるものと考えている。

#### 佐藤金正委員

当然、農業振興地域の見直しはかなりシビアにやらなくてはならない。あわせて林地で頑張っている人と隣接する場合の対応や干渉部分をどの程度までとするかの判断もこれから重要になる。農地とされることが迷惑である人も現実にはかなりいるので、県もより具体的なマニュアルをつくり、各市町村や農業委員会と連携して前向きに対応しなくてはならない。

もう一つは、農業経営基盤強化促進法が出されて25年以上経過する。この後に農地中間管理機構がつけられたが、土地利用型に関しては集積をしないとコスト低減もできない。これから飼料用米も10倍にするのであれば、より積極的な行政展開をしないといけない。農地中間管理事業は昨年度は2,400haを目標にしていたが、733haにとどまっている。今年度の上半期の数字が出たと思うが、直近の状況を説明願う。

#### 農業担い手課長

昨年度の農地中間管理事業による農地の貸し付けは、2,400haの計画に対して実績は733haであった。今年度は2年目であることから、5,200haを貸し付ける計画であり、6月末で約900haを貸し付けているが、農地は稲刈りが終わってから年度末にかけてが一番動く時期なので、現在、現地において重点推進を図っており、さらに上乗せしていきたいと考えている。

#### 佐藤金正委員

農閑期の集中的な啓発に力を入れなくてはならないと思う。目標を達成するために、税制改正が政策として後押しをしてくれると感じている。緻密に情報伝達しながら、地域が農地の連帯化と生産状況を安定させていく考え方のもとに積極

的に取り組まなければならないと思うが、その上での最大の課題をどのように考えているのか。

#### 農業担い手課長

農地中間管理事業の推進については、とにかく現地での推進活動が一番重要だと考えている。また、人・農地プランを各地域で作成して進めているが、これが農地中間管理事業の基礎となる部分なので、とにかく現地に入って地域の方々と一緒に話を進めながら、合意に基づいて作成していくことが一番大事だと考えている。

#### 佐藤金正委員

一生懸命取り組まなければならない課題だと思う。

次に、土地利用型農業についてである。先ほど飼料用米の質疑があったが、来年度は食用米を8万t減枠することになった。農業経営者は12月ごろに作付の目安を立てるが、来年度の飼料用米の取り組みについて、政策的に県費の上乗せはいかなものかという趣旨の答弁もあった。その辺を含めた面積、流通、地元での消費割合等について説明願う。

#### 水田畑作課長

飼料用米は、米をつくりながら生産調整できることから需給調整のために非常に重要な作物だと考えており、米価が大きく下がったことから県としてもJA中央会などと一緒に強力で推進してきた。

昨年度は、880haから3,800haまでふやすことができた。昨年まとめた「福島県の水田農業振興方策」では平成29年度に6,600haとしていることから、直線的に伸ばせば、生産調整でふえた分を考慮しても来年度は5,000ha程度は必要である。JA中央会としては農協ごとに目標値を振って取り組んでいきたいと考えているので、県としても連携して取り組んでいきたい。

飼料用米の助成については、国から県に配分される産地交付金の中に県独自で使える県域枠がある。今年度は約2,200haと見込み、一般品種に10a当たり1万円助成したが、先ほど述べた3,800haのうち3,000haが一般品種で非常に厳しい状況であった。ほかの産地交付金の余った部分を活用して何とか1万円を確保したが4,000ha、5,000haとふえていくとやはり1万円の助成は厳しくなる。産地交付金の配分は来年度にならないとわからないので、配分状況を見ながら検討していきたい。

飼料用米の活用状況については、いわゆる全農スキームの数字と地域内あるいは農協独自の数字しか把握していないが、全農スキームで飼料工場に活用されたものは、県内で35%程度である。

#### 佐藤金正委員

産地交付金による取り組みはこれからも延ばさなくてはならないが、食用米よりも飼料用米を生産した人の所得が高くなるケースが多く発生した。補助金で誘導したが、実際にはコストダウンしながらよい米をつくらうとした人たちのメリットを奪ってしまう政策の裏側も発生した気もする。やはり政策のあり方もしっかり見据えながら、作付準備前にしっかりと県の考え方を発信願う。

先ほど斎藤委員からも担い手の話があったが、土地の問題と集積は全てリンクしており、農業と農村と地域がどのような形で持続していくのかについて、県はしっかりとメッセージを発信しなくてはならない。担い手確保のために、国は新規就農者や45歳未満の人たちに年間150万円の給付金を支給したり、会津方部では町村単位で月額10万円上乗せするところもたくさん出てきた。このような状況も踏まえて、県が農地と農村と農業が持続できるシステムをどのようにつくるかが、本県農業の最大の課題だと思う。このことについては来年度予算に向けてさまざまなアイデアを集積している段階だと思うが、総括的にどのような思いで臨んでいくのか。

農林水産部長

今般、T P Pの問題が出て競争力という話が出てきた。国には事あるごとに競争にさらされ不利益をこうむるところにはしっかり対策してほしいと申し入れている。県としてもしっかりと目を向けていきたい。

もう1点、なかなか表に出てこない視点であるが、全ての農業者が農産物を輸出できるとは限らないことである。県内の多くの地域においては、農協の直売所も含めた域内で循環している農産物があることから、地域を大きく疲弊させない農村対策もしっかり講じてほしいと強く申し入れている。

また、県は地方創生に関して新しい計画をつくっているが、必ずしも産業化までいかなくとも、生活していくことが日本の国土を守っていることにつながっていくので、力をそぐのではなく、地域政策としての農業対策についてもしっかりと予算の中で位置づけて事業として実施していきたい。

佐藤金正委員

農業を産業としてマネジメントできる金額の設定は、300万円の場合、500万円の場合、700万円の場合など、多くの次元があると思う。かつて農業経営基盤強化法では県も経営体のモデルを示して市町村にもつくってもらったが、25年以上たっても確実に作り上げるところまでには至っていない。県としても特色のある政策に取り組まなければならないと思うが、扉を開けるような手だてを何か考えているのか。

農林水産部長

決定打となる事業の提案は難しいが、これまで実施してきた事業の中でも、新しい視点でブレークスルーできるような事業をちりばめていきたい。